

告示

埼玉県計量検定所長告示第二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

令和七年四月十一日

埼玉県計量検定所長 深野成昭

一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期日	場所
松伏町	令和七年五月二十六日から八月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
吉川市	令和七年五月二十七日から八月二十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
八潮市	令和七年五月二十九日から八月二十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
三郷市	令和七年六月二日から九月一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
寄居町	令和七年六月六日から九月五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

神 川 町	令和七年六月十日から九月九日まで （日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
上 里 町	令和七年六月十一日から九月十日まで （日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
本 庄 市	令和七年六月十二日から九月十一日まで （日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
美 里 町	令和七年六月十八日から九月十七日まで （日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
深 谷 市	令和七年六月十九日から九月十八日まで （日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
上 尾 市	令和七年七月七日から十月六日まで （日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
鴻 巣 市	令和七年七月十四日から十月十日まで （日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同